

秋田労働局

Press Release

横手労働基準監督署発表令和5年6月19日

【照会先】

横手労働基準監督署

署 長 山中 康久 監督·安衛課長 山田 晃平 (電話) 0182-32-3111

報道関係者 各位

木造家屋建築工事業における労働災害防止等講習会の実施について

横手労働基準監督署(署長山中康久)は、建設業における労働災害防止を目的とした講習会を下記により実施します。

◆講習会の目的

横手労働基準監督署において、令和5年度の木造家屋建築工事業に対する労働災害防止講習会を開催することといたしました。

令和4年における管内の木造家屋建築工事業に係る労働災害発生件数(休業4日以上)は 12件であり、前年比で4件減少しております。労働災害の傾向として、屋根やはしごなど 高所からの墜落災害が多発しております。

また、石綿障害予防規則や足場に関する労働安全衛生規則の改正に伴い、現場における安全衛生管理の方法も日々変化しつつあることと思われます。

さらに建設業においては、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用となります。

こうした状況を踏まえ、労働災害防止対策や時間外労働の上限規制等について説明を行います。

◆講習会の概要

・日時:令和5年6月29日(木)14時00分から16時00分頃まで

・場所:十文字地区交流センター(旧・十文字公民館) 交流ホール2、3 (横手市十文字町海道下12番地5)

対象:管内の木造家屋建築工事業者

・内容:木造家屋建築工事業における労働災害防止対策について 石綿障害予防規則、労働安全衛生規則の改正について 建設業における適切な労務管理について

• 主催: 横手労働基準監督署

◆お問合せ先

横手労働基準監督署 監督・安衛課(担当:池田)

〒013-0033 横手市旭川一丁目 2-23

TEL: 0182-32-3111

報道機関の皆様には、労働災害防止に向けた取り組みについて、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。